

声 明

2017年3月30日
「未払賃金支払等請求事件」訴訟『原告の会』

本裁判は約4年の長期に及びましたが、本日、札幌地方裁判所におきまして、私たち14名の原告は、65歳を過ぎた教員の勤務延長制度にかかわり、被告学校法人札幌大学が平成25年（2013年）4月から実施しました突然の一方的大幅不利益変更が違法無効である、というご判断をいただきました。まず、裁判所の公正なご判断に敬意を表します。

この裁判は、直接的には逸失した労働条件を回復するためのものでありましたが、合わせて、本裁判の究極の目標は、有為な人材の育成・輩出に資する札幌大学の維持発展を目指すところにありました。

勤務延長教員に対する一方的大幅不利益変更を主導しました平成25年4月当時の理事長、専務理事、2名の理事（労務担当と財務担当）は、全員、既に退任しています。しかし、かかる甚大な違法不当な行為がなされた構造的諸問題の検証は、今後の課題として残されないと認識しています。なぜなら、これがないと同じ失敗を繰り返すことになるからです。この検証作業と並行し、札幌大学が、ここで学んでよかった、あるいは、在職してよかったと心から思えるような高等教育機関として再生することを期するところです。